

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第7号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和4年9月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>年度評価の公表について是正を求めたもの 【東淀川区役所、経済戦略局、福祉局、子ども青少年局、環境局、建設局、大阪港湾局及び教育委員会事務局に対して】</p> <p>令和2年度の施設所管所属の年度評価公表状況を確認したところ、施設所管所属34所管中5所管で所管する全ての施設、3所管で所管する一部の施設について、公表期限である令和3年8月中に公表されていなかった。</p> <p>[指摘事項1] 施設所管所属は、公表を含めた年度評価の重要性を再認識し、マニュアルに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。</p>	<p>当局では、PDCAサイクルのもと絶えず指定管理施設の管理運営の品質を向上させていくため、早期に当該年度にかかる事業の検証を行い、余裕をもって次年度の事業計画が策定できるよう、令和3年度分より全体スケジュールの早期化に努め、そのスケジュールに基づいた進捗管理を行っている。</p> <p>こうした取組のもと、令和3年度分の年度評価については、マニュアルに定められた期限までの公表を実施した。</p>	措置済	令和4年8月29日
3	<p>事業報告書提出延期の承認について是正を求めたもの 【東住吉区役所及び建設局に対して】</p> <p>指定管理者の令和2年度分の事業報告書提出状況を確認したところ、事業報告書の提出時期が期限を徒過したにもかかわらず、市長の承認を得ていなかった。</p> <p>[指摘事項3] 東住吉区役所及び建設局は、提出の延期が必要な場合は施設の設置条例施行規則に従って市長の承認を得ることを含め、事業報告書の提出に係る事務の進捗管理を行うための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで指定管理者へは、年度終了後に事業報告書の提出を依頼していたが、令和3年度分については、当該年度中（3月中）に事業報告書の期限内提出を発文により依頼。</li> <li>・令和4年度に入ってから、指定管理者への進捗確認を継続的にを行い、結果、条例施行規則に定められた提出期限（5月末）までの提出を受けた。（最終受領日：令和4年5月31日）</li> </ul>	措置済	令和4年5月31日